

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年6月19日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号： 1 1 国名：モロッコ 担当：産業開発・公共政策部
案件名：ビジネス促進アドバイザー業務

1 今回契約予定のコンサルタント
ビジネス促進アドバイザー業務 2号

2 契約予定期間： 全体 2013年8月下旬から2014年9月上旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 第1次派遣 国内作業 第2次派遣 整理期間 M/M
ビジネス促進アドバイザー業務 5 100 10 220 5 11.67
(現地：10.67M/M、国内：1.00M/M)

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：7月3日(12時まで)
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- ア 業務方針の的確性 6
 - イ 業務方法の整合性、現実性等 12
 - ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 2
- (2) 業務従事者の経験能力等
- ア 担当事項：ビジネス促進アドバイザー業務
 - (ア) 類似業務の経験 28
 - (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8
 - (ウ) 語学力 16
 - (エ) その他 学位、資格等 12
 - (オ) 業務従事者によるプレゼンテーション 16
- (計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：フランス語（語学は認定書（写）を添付してください。）
対象国/地域：モロッコ/全途上国
類似業務：海外投資促進に係る各種業務

6 条件

補強：認めない。
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

モロッコ国政府は、経済成長・競争力の強化、雇用促進の観点から海外からの直接投資の受入れを積極的に推進している。具体的には、2002年から国内の全国16地域に地方投資センターを設置し、また2009年にはビジネス環境委員会や投資促進庁（MIDA）を設立するなど、ビジネス環境の改善に向けた取り組みを行う等、海外からの投資受入れに力を入れているが、依然改善の余地がある（世銀Doing Business 2013で185か国中97位）。

また、モロッコ国政府は民間との連携強化にも取り組んでおり、2009年2月に「産業振興のための国家プログラム 2009-2015（PNEI：Pacte National Pour l'Emergence Industrielle 2009-2015）」をモロッコ企業連盟及び銀行協会の間で採択している。同プログラムにおいては、製造業育成の戦略的分野として6分野（オフショア、自動車産業、航空・宇宙産業、エレクトロニクス、農水産物加工、繊維・皮革）を定めるとともに、中小零細企業の支援、職業訓練の改善、投資環境の改善に取り組むこととしている。

モロッコ国内では、15～29歳の若者の30%近くが失業状態にあり大きな社会的不安定要因となっており、雇用の受け皿の拡大という観点からも、投資促進、特に雇用の確保への貢献が大きい製造業の誘致はモロッコ国政府にとって極めて重要な取り組み課題である。

現在、モロッコ国に進出している日本企業の進出は20社にのぼり、住友電装、矢崎総業、フジクラ、タカタ、デンソー、YKKは工場を設置し欧州メーカー向けに自動車用ワイヤーハーネス、自動車用安全装置、カーエアコン、ファスナー等を製造し、2万5000人にのぼる雇用面での貢献をしており、モロッコ国政府としては、今後更なる日本からの投資拡大を期待している。

以上の背景から、日本からの投資促進のための戦略を策定・実施し、日本企業（特に自動車関連産業、エレクトロニクス分野）の対モロッコ国投資を促進することを主要な目的とし、また、モロッコ国に進出済みの日本企業への必要に応じた支援、相談対応もあわせて行うビジネス促進アドバイザー派遣の要請がモロッコ政府より提出された。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、カウンターパート（C/P）機関であるMIDA職員と共に日本からの投資促進のための戦略を策定・実施し、日本企業（特に自動車関連産業、エレクトロニクス分野）の対モロッコ国投資を促進する。またMIDAによるモロッコ国に進出済み及び進出を検討している日本企業への相談対応等への支援もあわせて行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[ビジネス促進アドバイザー業務]

(1) 国内準備期間(2013年8月下旬)

- ア モロッコ国の外国直接投資の動向、投資手続きなどについて既存文献からの情報収集を通じて概要を把握する。
- イ 関連政府機関や日系企業（主として自動車関連産業、エレクトロニクス関連分野）からのヒアリングを行い、モロッコ国進出を検討するにあたっての日系企業側の要望及びボトルネックを把握する。
- ウ 業務計画書案(仏文・和文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出の上、説明を行う。

(2) 第1次現地派遣期間(2013年9月上旬～12月中旬)

- ア 現地業務開始時にJICAモロッコ事務所及びC/P機関に業務計画書案を提出、説明の上、業務内容を確認し、業務計画書の最終化を行う。
- イ モロッコ国での投資関連法、制度及びMIDA、投資促進関連機関の組織体制、業務内容等について情報を収集する。
- ウ C/Pと共に、日系企業や他ドナー（世銀、アフリカ開発銀行等）を含む関係機関にヒアリングを行い、モロッコ国における投資促進業務の現状及びこの分野の支援に関する情報を収集する。
- エ C/Pと共に以下の業務の実施を通じて、日本からの今後の投資促進に向けた助言・指導を行う。
 - (ア) 日本からの投資促進に係る業務が円滑に実施されるための課題の抽出・分析
 - (イ) 投資促進業務に係る諸手続きへの助言・指導
 - (ウ) 日本からの投資促進に係る戦略案の作成への助言・指導
 - (エ) 企業からの問い合わせ対応、情報提供への支援
- オ 日本からの投資促進に係る戦略のドラフトをC/Pと共に完成させる。この中で、主たる分野（自動車関連産業、エレクトロニクス関連分野）については各々の戦略を明記する。
- カ 本邦企業向けの日本語での投資ガイダンス資料（ドラフト）を作成する。
- キ 国内作業期間中に実施する日本企業に対する投資セミナーの発表内容、案内等の準備を行う。
- ク 活動の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(仏文・和文)を作成し、C/P機関及びJICAモロッコ事務所に提出し、報告を行う。

(3) 国内作業期間(2013年12月上旬～2014年1月上旬)

- ア JICA産業開発・公共政策部に現地業務結果報告書(和文)の説明を行うとともに、次回派遣についての打合せを行う。
- イ 在日モロッコ大使館との共催によるモロッコ国への投資に関心のある企業に対する投資セミナー（半日、100名程度の参加を想定）の実施を支援する。

(4) 第2次現地派遣期間(2014年1月中旬～8月下旬)

- ア 国内作業期間中に実施した投資セミナーの結果を踏まえ、本邦企業向けに日本語での投資ガイダンス資料を修正し、最終化する。
- イ C/Pによる以下の業務に対して、助言・指導を行う。
 - (ア) 対日投資促進業務が円滑に実施されるための課題の抽出・分析
 - (イ) 投資促進業務に係る諸手続きへの助言・指導
 - (ウ) 企業からの問い合わせ対応、情報提供への支援
 - (エ) モロッコ国産業政策を踏まえた、日本からの投資可能性の高い分野の抽出・分析（自動車・エレクトロニクス以外の分野）
- ウ 関係者と協議の上、日本からの投資促進に係る戦略のドラフトを最終化する。
- エ 今後の日本からの投資促進に向けて提言を行う。
- オ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(仏文・和文)を作成し、C/P機関及びJICAモロッコ事務所に提出し、報告を行う。

(5) 帰国後整理期間(2014年9月上旬)

- ア 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出、今後の課題等も含めた報告を行う。報告書には、日系企業の進出促進に向けた協力の方向性についての提言を含むこととする。

9 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務計画書

仏文・和文各4部（JICA産業開発・公共政策部1部、JICAモロッコ事務所1部、C/P機関2部）

(2) 現地業務結果報告書（第1次、第2次）

仏文・和文各4部（JICA産業開発・公共政策部1部、JICAモロッコ事務所1部、C/P機関2部）

(3) 専門家業務完了報告書（最終報告書）

和文1部（JICA産業開発・公共政策部）

また、現地派遣期間中の業務従事月報を作成し、JICA産業開発・公共政策部又はJICAモロッコ事務所に提出する。なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出する。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html

プロポーザルの提出（見積書）を参照のこと。

航空便経路：日本 - パリ - ラバト

(2) プロポーザル提案事項

業務実施方針及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA産業開発・公共政策部産業・貿易第一課（03-5226-8055）にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

ア 本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとする。見積書については、年度で分けて全業務期間分一括して作成すること。

イ 本件は、業務従事予定者によるプレゼンテーションを実施する予定です。

（ア）実施時期：7月8日（月）（予定）（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

（イ）実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室

（ウ）実施方法：

- ・ 一人当たり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分

- ・ プレゼンテーションは、業務従事予定者が業務実施方針、提案事項の説明を行う。

（エ）出席者：業務従事予定者以外の出席を認めない。